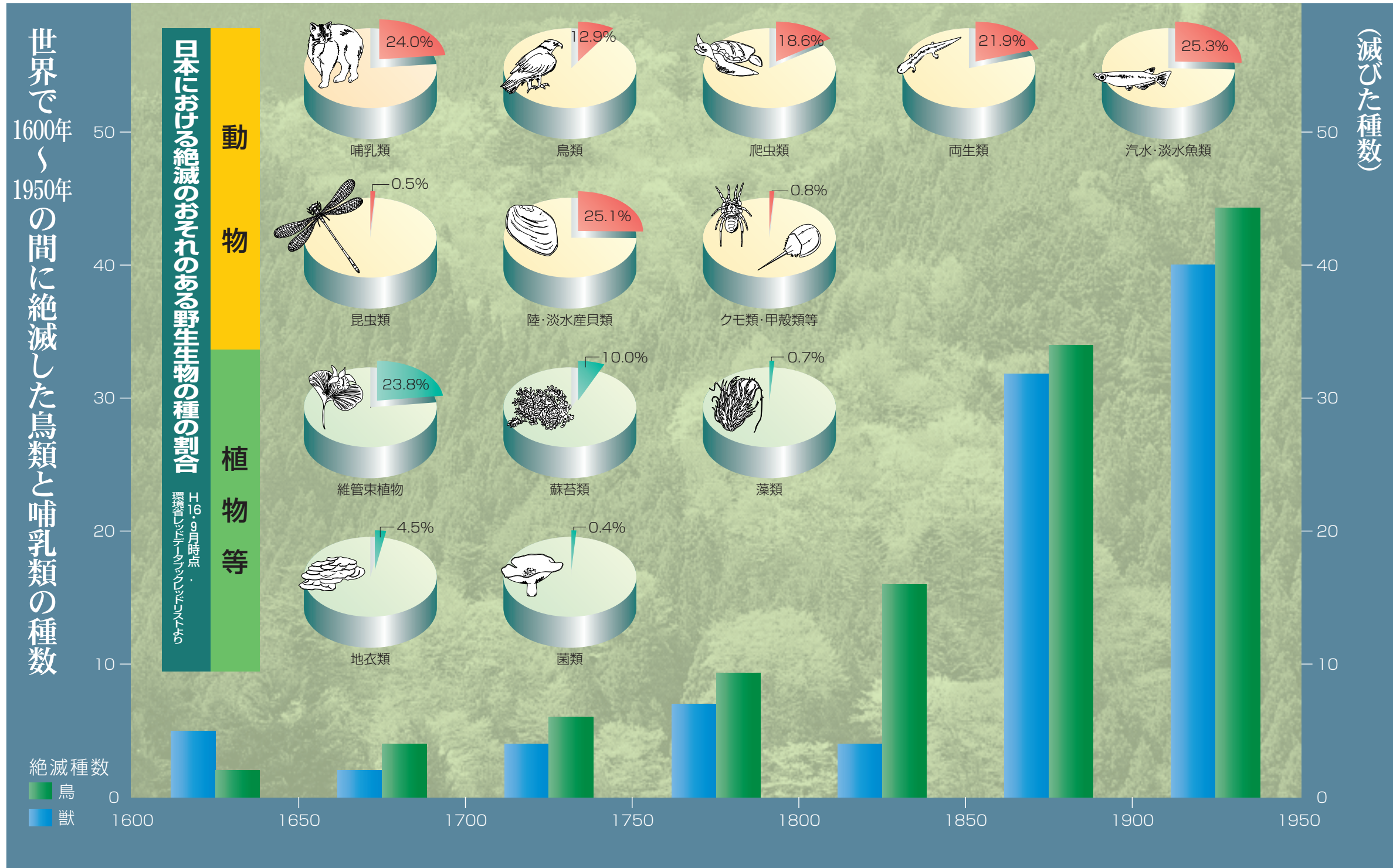


身近に生息、生育する動植物との 共生のために!



茨城における絶滅のおそれのある野生生物

分類	項目	カテゴリ区分				合計	
		絶滅種	絶滅危惧種	危急種	希少種		
動物	哺乳類		3	1	3	7	
	鳥類		7	15	45	67	
	爬虫類			2	2	4	
	両生類		1	2	2	5	
	淡水魚類		3	6	8	17	
	昆虫類等		1	24	39	83	147
	その他の無脊椎動物		1	2	13	16	
合計		1	39	67	156	263	
植物	シダ植物	1	9	17	32	59	
	裸子植物	1		3	1	5	
	被子植物						
	双子葉類	6	18	48	25	97	
	離弁花類	7	21	25	34	87	
	合弁花類						
単子葉類	8	40	59	36	143		
合計		23	88	152	128	391	

【カテゴリ区分の定義】

- 絶滅種: 本県ですでに絶滅したと考えられる種
- 絶滅危惧種: 絶滅の危機に瀕している種
- 危急種: 絶滅の危機が増大している種
- 希少種: 存続の基盤が脆弱な種



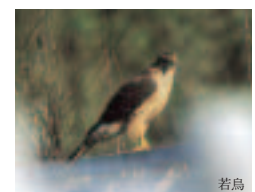
アズマシャクナゲ(絶滅危惧種)



ヤマセミ「雌」(希少種)



ホンドオコジョ(絶滅危惧種)



オオタカ(危急種)



トウキョウサンショウウオ(危急種)

生物多様性保全の必要性

地球上に生命が誕生してから約40億年、生物は相互に関わりあいを持ちながら、長い歴史を経て現在の多様な生物相を形成してきました。多様な生物の存在は、人間にとっても、重要な生存の基盤となっています。

しかしながら、各種開発などにより、動植物が生息・生育する環境が各地で失われつつあり、乱獲や環境汚染に

よる圧迫も加わり、私たちにとって身近な野生動植物が、絶滅の危機にさらされていると言われています。

このような動植物の減少は生態系のバランスを変化させ、私たちの生存基盤への影響も懸念されています。

表紙掲載写真;ハヤブサ(危急種), オオセシジトトンボ(希少種), サラサドウドン(絶滅危惧種), ヒメアマナ(絶滅危惧種)

茨城県希少野生動植物保護指針

- 1 希少野生動植物を保護するとともにそれらの生息・生育地を保全するために必要なこと
- 2 開発事業を行う際に、希少野生動植物の保護を図りながら事業を進めるために必要なこと
- 3 県、市町村、県民、事業者等が保護・保全のために取り組むこと

〔生物の多様性とは〕

「種内の多様性」: 同じ種の中で各個体の遺伝形質が異なっていること

「種間の多様性」: 多様な種が存在すること

「生態系の多様性」: 多様な生態系が存在すること